

子ども家庭福祉のあり方に関する調査報告書の概要

調査報告に至るまでの背景

国: 社会保障審議会児童部会 (H28.3)

「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する
専門委員会報告(提言)」

改正児童福祉法成立 (H28.5)

改正法第1条第2条にて子どもの権利を保障するための規定を新たに明記するとともに、虐待への対応等を強化

市: 検討会の設置(H28.5~H29.3 計6回)

(設置の趣旨)

本市における子ども家庭福祉の現状を踏まえ、今後のあり方について検討

改正児童福祉法の概要

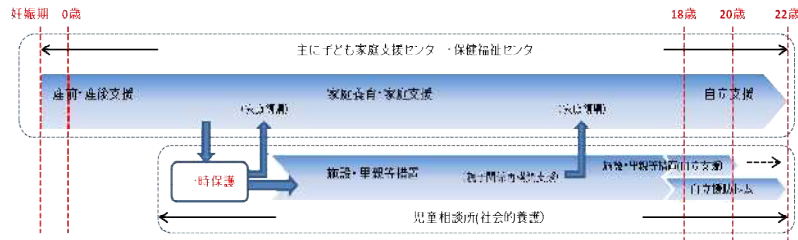
児童福祉法の理念の明確化等 児童の適切な養育、成長・発達や自立の権利の保障 家庭養育の理念の明確化 国や地方公共団体の責任 等
児童虐待の発生予防 市町村による妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の実施等(子育て世代包括支援センターの設置)

児童虐待発生時の迅速・的確な対応 市町村による支援・対応を行うための拠点整備、児童相談所の機能強化 等

被虐待児童への自立支援 親子関係再構築支援における連携強化、児童相談所による里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援、養子縁組里親の法定化と支援強化 等

その他 特別区の児童相談所設置規定、
法施行後5年を目途として、政府は中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう必要な措置を講ずる(検討事項)

本市の子ども家庭福祉の現状



家庭養育への支援・児童虐待発生予防

・八王子版ネウボラ・子育て広場の運営 等

児童虐待発生時の対応

・子ども家庭支援センター運営(八王子市子ども家庭支援ネットワークでの連携等)

社会的養護の現状

・H27年度: 一時保護122名(うち54名が施設等への措置)
・H28年5月現在: 社会的養護の環境の児童233名(うち 養育家庭委託率15.2%)

地域福祉の現状

・民生・児童委員(H28年12月現在、民生委員452名、うち児童委員43名)
・ファミリー・サポート・センター・事業 子育て応援団Beeネット

本市の子ども家庭福祉あり方

本市の子ども家庭福祉のあり方: **「全ての子どもの健やかな成長と発達及び自立を保障」**

・妊娠期から子育て期、社会的養護及び自立に至るまでの切れ目のない支援
・支援の過程の中で多様な地域資源と連携しながら、地域と一体となって子育てを支えていく「社会的包摂」により展開

子どもの最善の利益を考慮した施策展開

(実現に向けた考え方)

市の子どもの家庭支援の体制強化

・市と都の役割の明確化・ネウボラの推進(家庭養育への支援の充実)
・子育て世代包括支援センター・及び子ども家庭支援センターの体制整備
・里親啓発の推進及び里親の地域との関わりの促進
・社会的養護の環境にある子どもたちへの支援
・施設退所後の相談支援の充実及び困難を抱えた若者へ向けた支援の推進

都の機能と一体となった切れ目のない子ども家庭福祉の推進

・児童相談所権限による迅速的確な対応及び妊娠期から自立に至るまでの切れ目のない支援
・子どもの特性や事情に合わせた一時保護所運営・保護者及び里親関係者への支援
・保護者に対するポピュレ・シヨニアプロ・チからハイリスクアプロ・チまでの一貫した援助
・施設と里親事業者及び地域が一体となった地域社会全体による子どもとその家庭への支援
・障害児に対する切れ目のない支援